公共住宅建設工事　特則仕様書

昭和６３年　７月　制定
平成　元年　９月　改定
平成　４年１２月　改定
平成　６年　７月　改定
平成　７年　６月　改定
平成　９年１０月　改定
平成１１年１０月　改定
平成１２年　８月　改定
平成１４年　９月　改定
平成１５年　７月　改定
平成１７年　４月　改定
平成１７年１１月　改定
平成１８年　６月　改定
平成１９年　８月　改定
平成２１年１１月　改定
平成２３年　４月　改定
平成２３年１０月　改定
平成２５年　６月　改定
平成２７年　７月　改定

川崎市まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

目　　次

本書の取扱いについて			・・・

本書の取扱いについて

1　この公共住宅建設工事特則仕様書（建築工事編）（以下「本仕様書」という。）は、川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）に定める仕様書の一部として、「公共住宅建設工事共通仕様書（平成 25 年度版）」（以下「共通仕様書」という。）とともに一体の仕様を構成するものであり、「共通仕様書」に定められた各項目について追加及び補足等の補完をするもので、「共通仕様書」に優先するものである。

2　本仕様書は、「共通仕様書」に対応して記述している。

［記載例］

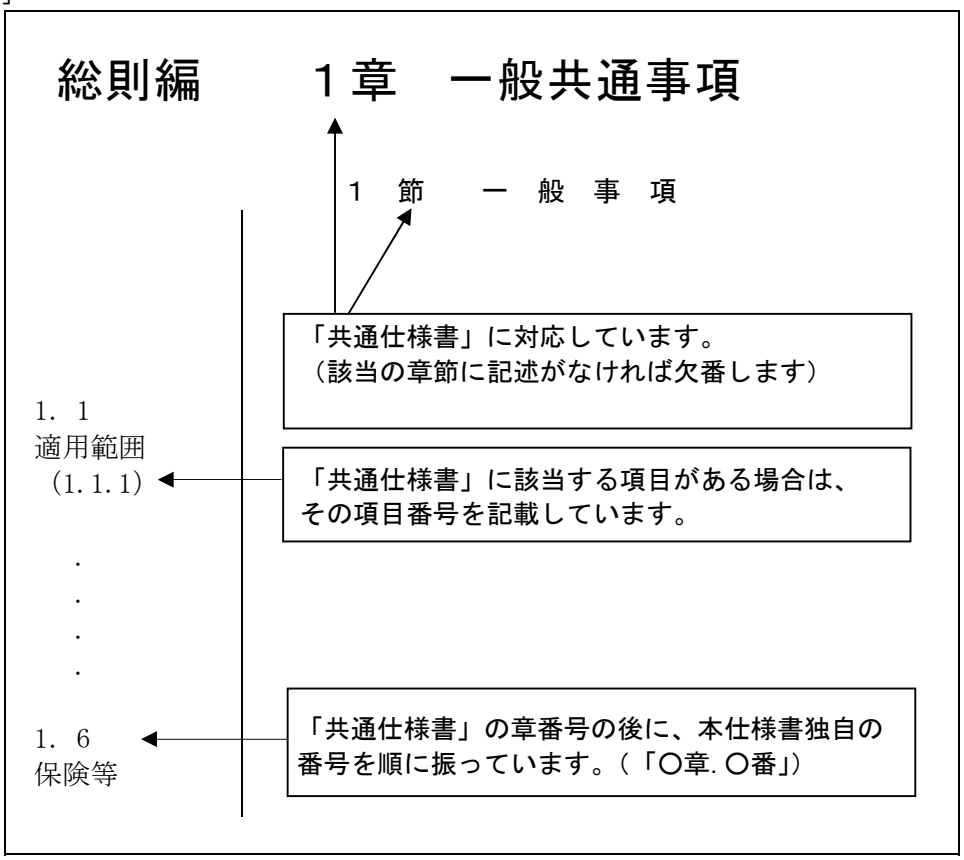

総則編　１章　　一般共通事項

１　節　　一般事項

1．1
適用範囲
（1.1.1）

１　本仕様書は、公共住宅の建設工事等に適用する。
２　本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。

1．2
関係法令等の遵守
（1.1.2）

本仕様書に定めのない事項は、法令、本市条例・規則及びその他の規定によること。

1．3
設計図書の適用
（1.1.3）

設計図書の適用順位は、原則として次のとおりとする。
(1)　質問回答書
(2)　特記仕様書
(3)　設計図
(4)　本仕様書
(5)　共通仕様書（別に定める「機材の品質･性能基準」を含む。）

1．4
用語の定義
（1.1.4）

１　「監督員」とは、次のいずれかに該当する者とする。
(1)　川崎市請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）第２条第１項第４号による総括監督員、主任監督員及び一般監督員
(2)　監督規程第６条第１項により、工事担当部局長が市長の承認を得て工事の監督を委託した本市職員以外の者
２　法令等の略称は次による。
・リサイクル法　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）
・建設リサイクル法　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
・廃棄物処理法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

1．5
軽微な変更

軽微な変更は、監督員の指示によって行う。この場合は、請負金額の増減はしないものとする。

1．6
保険等

１　契約約款第 52 条第 1 項における「火災保険、建設工事保険その他の保険」は、次のアからカとする。ただし、当該工事において保険の対象工事がない場合はこの限りでない。なお、その他必要と思われる保険がある場合は、その保険に加入すること。
ア　火災保険
イ　工事保険
ウ　自動車保険
エ　組立保険
オ　賠償責任保険
カ　法定外の労働災害保険

	2　保険期間は、原則として工事着工の日から工事完成期限後 14 日までとすること。 3　１ア及びイの保険金額は、請負金額とすること。ただし、火災保険については杭地業に相当する金額を除くことができる。 4　１ウからカの保険金額は、賠償責任等を履行するために必要な金額とすること。 5　保険契約の締結後、遅滞なくその証券の写しを監督員に提出すること。
1．7 建設業退職金共済制度	1　「建設業退職金共済制度」（以下「建退共」という。）に加入し、掛金を納付し、証紙を購入し、その「掛金収納書（コピー不可）」貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(第１号様式)」（以下「報告書」という。）を、契約締結後１か月以内に、監督員に提出すること。その際、下請業者（二次以下の下請けを含む。）の購入分にかかる掛金収納書も併せて提出すること。また、工期の途中において、証紙を追加購入した場合は、それに係る「報告書」を提出すること。 2　契約締結後１か月以内に掛金収納書を提出できない場合、または、対象となる労働者を雇用しない等、建退共に加入する必要がない場合は「建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書(第２号様式)」を提出すること。 3　建退共の対象労働者には必ず退職金共済手帳を交付し、購入した証紙を手帳に添付し、消印をすること。また、証紙の受払いの状況を明らかにした書類（「建設業退職金共済証紙受払簿(第３号様式)」 及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(第 4 号様式)」）の整備及び保管を行い、工事完成時に提出すること。 4　「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の見やすい箇所に必ず掲示すること。但し、対象となる労働者を雇用しない等、建退共に加入する必要がない場合は不要とする。 5　下請業者等に対する周知等 下請業者、建退共制度対象労働者に対し、建退共制度の加入促進及び履行確保について、周知、徹底を図ること。また、下請業者に対しても「対象労働者を採用する場合」と同様の対応をするように指導すること。
1．8 工事関係書類の提出 （1.1.11）	川崎市契約規則、契約約款、関係法令等に基づき、別表１に掲げる書類及びその他監督員が指示する書類を監督員へ提出すること。なお、部数については、原則として１部とし監督員の指示によること。
1．9 下請業者の選定	下請により工事を施工する場合は、「下請負人選定通知書」を提出すること。また、下請業者及び工事に必要な各種材料の納入業者の選定にあたっては、原則として市内に本社、営業所もしくは工場を有する良好な業者を優先考慮すること。なお、下請業者の選定にあたり、やむを得ず市外の業者を選定する場合は、理由書を添付すること。
1．10 引渡し	完成検査合格後の工事目的物引渡し時に、別表２に掲げる物品等を、事前に監督員の確認を受けた上、監督員が指定する方法で整理し引き渡すこと。
1．11 材料製造所	ＪＩＳ製品のあるものについては、それを優先すること。

1．12 建設用資機材等の運搬	工事施工に伴う土砂、工事用資材等（以下「土砂等」という。）を運搬するダンプトラック等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の(1)から(6)を遵守すること。また、下請業者に対しても十分な指導を行うこと。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 受注者は、土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年 法律第 131 号)」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。
1．13 特定自動車の規制及びエコ運搬の実施	1 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 条例第 35 号）に基づく特定自動車を使用する場合には、当該条例に適合若しくは猶予期間内の特定自動車であることを確認すること。 2 貨物又は廃棄物の運搬の際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 12 年川崎市規則第 128 号。以下「規則」という。）第 79 条の 3 に規定する対象自動車を使用し、市内を発着する場合、次に揚げる環境配慮行動項目の実施に努めること。 (1) エコドライブ（やさしい発進を心がける、タイヤの空気圧を適正に保つ等、自動車の適正な運転及び整備を行うことをいう。）及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。 (2) 規則第 79 条の 2 第 2 号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。 (3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。
1．14 施工体制台帳の提出等 （1.1.9）	1 施工体制台帳及び施工体系図を作成し、現場に備え付け、その写しを速やかに監督員に提出すること。なお、施工体系図については、工事現場において工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。 2 共同企業体により工事を施工する場合は、川崎市共同企業体取扱要綱第 11 条に基づき「共同企業体編成表」を提出すること。
1．15 工事実績情報の登録 （1.1.10）	工事請負代金額が 500 万円以上の工事については、工事契約後、変更契約後及び工事完成後 10 日以内（土、日、祝日を除く。）に、監督員の記名・押印を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録し「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。なお、変更時と工事完成時の間が、10 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
1．16 官公署その他へ	総合調整条例対象の工事において 500m3 以上の土砂等を運搬する場合は、

の届出手続等 (1.1.16)	「土砂等運搬協議要綱」に基づく手続を行うこと。

2　節　　工事現場管理

1．17 近隣住民等への配慮	工事を施工する際に近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、次の(1)から(8)について監督員と協議し、最大の配慮をしなければならない。 (1)　搬入・搬出については、指定された道路を使用し、監視員、誘導員等を配置して安全確保に十分留意すること。 (2)　付近の民家等には損傷を与えぬよう十分留意すること。万一損傷を与えた場合は、監督員に報告の上、受注者の負担において速やかに修復すること。 (3)　付近の道路及び側溝等に損傷を生じさせた時は、速やかに修復すること。 (4)　ほこり防止対策として、十分な散水を行い、道路等の汚れた箇所については、常に清掃を行うこと。 (5)　作業時間は、原則として午前８時から午後６時までとし、日曜日、祝日は休みとすること。ただし、特別の事由により変更する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。 (6)　大型車両の運行は、原則として児童の登校時間を避け、また、必要な場合は、所轄の警察の許可を得て通行すること。 (7)　周辺道路に工事関係の車両及び工事材料を置かないよう十分注意すること。 (8)　工事車両は、アイドリングストップに努めること。
1．18 交通安全管理 (1.2.8)	大型車等が出入りする場合、監督員と協議のうえ適正に警備員等を配置すること。
1．19 建設機械の選定	建設機械の使用にあたっては、低騒音型の機種を選定すること。また、工事用車両が過度に集中することのないよう運行管理等を徹底し、騒音及び振動の低減化に努めること。
1．20 境界杭、測量杭等 (1.2.11)	既存杭は敷地の内外を問わず、監督員の指示がない限り、移設、除去又は埋設してはならない。
1．21 発生材の処理等 (1.2.14)	1　発生材については、リサイクル法、建設リサイクル法、その他の関連法令等に基づき適切に処理等を行うこと。なお、再生資源化を図るものは、「川崎市建設副産物取扱要領」（建設緑政局技術監理課）及び「川崎市建設副産物取扱基準」（同）によること。 2　発生材のうち、廃棄物処理法に定める産業廃棄物として処理するものは、「建設廃棄物の適正管理の手引き」（環境局廃棄物指導課）によること。 3　蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の処分においては、リサイクル処分とすること。 4　ポリ塩化ビフェニル（PCB）の混入等が確認された機器（トランス、コンデンサ、照明器具安定器等）を撤去または取替えをする場合は、次に示す関係法令に基づき、PCB の保管及び届け出が必要となるため、必要書類を作成

すること。
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
また、廃棄物処理法第 12 条の 2 第 2 項の規定による同法施行規則第 8 条の 13(特別管理産業廃棄物保管基準)及び川崎市「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正管理の手引き」(平成 16 年 4 月)に基づき、工事完了時に PCB 管理責任者にて保管する。
なお、PCB の取扱いについては、別途指示がない場合は以下による。
・トランス、コンデンサ：ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す
・照明器具：密封できる容器に入れ、ラベルを添付し、掲示板と共に引渡す。
※ラベルおよび掲示板の製品は（社）日本電気協会および地方電気協会にて販売
５　ニッカド電池等の小型二次電池については、電池メーカー・機器メーカー等の無償回収制度を利用すること。

1．22
電気等の料金

本設電気の受電後から工事目的物の引渡しまでの電気、上下水道等の使用料金は、引渡しの前日までに精算しておくこと。

３　節　　仮設物その他

1．23
足場、その他
(1.3.1)

１　工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成２１年４月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する「手すり」、「中さん」及び「幅木」の機能を有する足場とすること。
２　足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)「手すり据置き方式」又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。
３　工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。
４　敷地周辺に高さ３ｍの万能鋼板塀を設置し、出入口には幅６ｍ×高さ４．５ｍ程度の扉（シートゲート）を設置すること。

1．24
仮設の利用
（1.3.1.4）

本工事で定置する仮設道路、足場及び桟橋等は、別契約の関連工事受注者に無償にて使用させること。

1．25
表示板の設置
（1.3.5.3）

工事現場に掲示する表示板は、別記 8 により作成し、監督員の指示により設置すること。

５　節　　機材

1．26
環境への配慮
（1.5.1）

各種工事の施工において、アスベストを原材料としていない建材を使用すること。なお、次表に掲げる建材その他監督員の指定する建材の材料検査時には

、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」等を提出すること。

けい酸カルシウム板	窯業系サイディング	スレート波板
ロックウール吸音板	スラグ 膏板	住宅屋根用化粧スレート
石膏板(ボード)	パルプセメント板	ソフト巾木
ビニル床タイル	押出成形セメント板	接着剤
フロア材	スレートボード	再生砕石

1．27
地盤改良土等の土質試験
(1.5.3)

山留め(SMW 等)や地盤改良、舗装等の工事及び改良土の再利用においてセメント及びセメント系固化材を使用した場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案)」により土質試験を実施し、土壌環境基準以下であることを確認すること。

6 節 施工

1．28
技能士
（1.6.2)

適用する技能検定の職種及び作業の種別は、コンクリート圧送施工及びコンクリート圧送作業とする。

1．29
化学物質の室内濃度測定
(1.6.10)

1 施工中の対策としては、接着剤や塗装剤等の使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間の確保に努めること。また、施工時の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図るものとする。
2 施工完了後の測定及び対策については、施工が完了し、引渡しをするまでの間、「室内空気中の化学物質の測定マニュアル」（川崎市まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課）に基づいて化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省の定める指針値以下となるよう換気の繰返し等による放散の促進を行うこと。

7 節 工事検査

1．30
工事検査
（1.7.1)

1 工事検査には、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）が必ず立ち会わなければならない。
2 工事検査時には、あらかじめ監督員に確認の上、別表１に掲げる書類を提出すること。
3 本工事が、川崎市請負工事中間検査実施要領第 3 に該当した場合、中間検査を実施するものとする。

1．31
かし担保期間

かし担保期間は、契約約款第 44 条によるものを含み、次のとおりとする。

工事種別	かし担保期間
鉄骨又はコンクリート構造物	2 年
木造構造物	1 年
舗装工事 コンクリート舗装	1 年
その他の舗装	6 月
植栽工事 枯れ補償	1 年
設備工事	1 年

門、塀遊具及び工作物の工事	6 月
解体工事	6 月
補修工事及び改修工	6 月

8 節　記録

1．32
工事写真
(1.8.1)

工事写真の撮影については、「工事写真の撮り方 建築編」及び「同建築設備編」(改訂第３版)（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)によること。

建築編　１章　一般共通事項

1．1
関連工事との取合い
（1.1.3）

関連工事との取合は、設計図書の施工区分表によること。なお、施工区分表に記載されていない工事については、監督員の確認を受けること。

1．2
日本住宅性能表示基準

日本住宅性能表示基準は、次表の等級を満たすものとする。等級を満たす場合で、設計図書と仕様を変更する場合は、監督員の承認を得ること。

性能評価項目			公営住宅等級
1.構造の安定	1-1～1-6		建築基準法による
2.火災時の安全	2-1～2-7		建築基準法による
3.劣化の軽減	3-1 劣化対策等級(構躯体等)		3 等級
4.維持管理への配	4-1 維持管理対策等級(専用配管)		2 等級
	4-2 維持管理対策等級(共用配管)		2 等級
5.温熱環境	5-1 省エネルギー対策等級		4 等級 但し書き３等級
6.空気環境	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）		3 等級
	6-2～6-3		建築基準法による
7.光･視環境	7-1～7-2		建築基準法による
8.音環境	8-1 重量床衝撃音対策	重量床衝撃音対策等級	2 等級
		相当スラブ厚	15cm 以上
	8-2 軽量床衝撃音対策		設定なし
	8-3 透過損失等級(界壁)		建築基準法によ
	8-4 透過損失等級(外壁開口部)		2 等級
9.高齢者等への配	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用分）		3 等級
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）		3 等級
10.防犯	10-1 開口部の侵入防止対策		設定なし

３章　土工事

２　節　根切り及び埋め戻し等

3．1
建設発生土処分
（3.2.5）

工事で発生した建設発生土については、「川崎市建設副産物取扱要綱」及び「川崎市建設副産物取扱要領」に基づき、適正に処分を行うこと。

3．2
汚水の流出防止

掘削による湧水等、工事で発生する汚水については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく「開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」（平成 12 年川崎市告示第 602 号）により適正に処理すること。

４章　　地業工事

６　節　　砂利、砂及び捨コンクリート地業等

4．1
材料
（4.6.2.1）

砂利は、再生クラッシャランとし、最大粒径は４０㎜程度とすること。

５章　　鉄筋工事

３　節　　加工及び組立て

5．1
鉄筋の清掃

1　鉄筋は組立てに先立ち、浮きさび、油類、塗料、ごみその他コンクリートの付着力を減らすおそれがあると認められるものは除去すること。
2　鉄筋の組立てからコンクリート打ちまで長時間を経過した場合は、コンクリートの打ち込みに先立ち再検査し、必要に応じて清掃すること。

４　節　　ガス圧節継手

5．2
圧接完了後の試験
（5.4.8）

圧接完了後の抜取り試験は、超音波探傷試験による。

６章　　コンクリート工事

２　節　　コンクリートの種類及び品質

6．1
コンクリートの耐久性確保
(6.2.3)

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の(1)から(3)の対策の中のいずれか一つについて確認しなければならない。

(1)　コンクリート中のアルカリ総量の抑制
　アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート１㎥に含まれるアルカリ総量を Na_2O 換算で 3.0kg 以下にする。

(2)　抑制効果のある混合セメントの使用
　JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント［Ｂ種またはＣ種］あるいは JIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［Ｂ種またはＣ種］、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

(3)　安全と認められる骨材の使用
　骨材のアルカリシリカ反応性試験（※）（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

※　試験方法は，JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）

またはJIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）によること。

３　節　　コンクリートの材料及び調合

6．2
セメント
（6.3.1）

早強ポルトランドセメントを使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

6．3
骨材
（6.3.1）

高炉スラグ粗骨材を用いる場合は、監督員の承諾を受けること。

6．4
調合管理強度
（6.3.2）
（6.3.2表）

構造体強度補正値（Ｓ）は次による。
(1)　普通ポルトランドセメントの場合

ｺﾝｸﾘｰﾄの打設時期	2/24～12/4	12/5～2/23
ｺﾝｸﾘｰﾄの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温θの範囲(℃)	8≦θ	0≦θ＜8
構造体強度補正値（Ｓ）(N/mm^2)	3 （暑中は除く）	6

(2)　その他のセメントについては、監督員の指示による。

6．5
水セメント比
（6.3.2）

普通コンクリートの水セメント比は、55%以下とすること。

８　節　　型枠

6．6
材料
（6.8.3）

せき板は、複合合板を使用すること。なお、鋼板パネル等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。

９　節　　試験

6．7
コンクリート
強度試験
（6.9.3）

コンクリート強度試験は、原則として公的試験機関または工業標準化法に基づく試験所認定制度（JNLA）による登録試験所、（公財）日本適合性認定協会（JAB）による認定試験所等において実施すること。
なお、これら以外で試験を実施する場合は、監督員の承諾を受けること。

１２　節　　暑中コンクリート

6．8
一般事項

日平均気温の平年値が25℃を超える期間は7/16～9/6とする。

（6.12.1）

１５　節　　高強度コンクリート

6．9
品質
（6.15.2）

水セメント比は 50%以下とし、単位セメント量は、ワーカビリティーが確保でき、水和熱が抑えられるようできるだけ小さな値とする。

９章　　防水工事

１　節　　一般事項

9．1
保証期間

新築及び全面防水改修工事における、アスファルト防水、シート防水、及びウレタン塗膜防水の保証期間は 10 年、モルタル防水の保証期間は 5 年とする。
かし担保期間に限らず、保証期間中に施工上の過失の類等により雨漏り事故が生じた場合は、無償にて補修復旧をする。

２　節　　アスファルト防水

9．2
浴室

浴室の防水は、原則として「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成 25 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「標仕」という。）表 9.2.9Ｅ－2 によること。

11 章　　タイル工事

１　節　　一般事項

11．1
タイルの形状
（11.2.2 他）

端部等には、面取りをしたものを使用すること。

３　節　　接着剤による陶磁器質タイル張り

11．2
内壁タイル張り
（11.3）

内壁の壁タイル張りの工法は、「接着剤による陶磁器質タイル張り」とすること。

12章　　木工事

1　節　　一般事項

12．1
木材

原則としてラワン材等南洋材は使用しないこと。

12．2
木材の寸法
（12.1.3）

図面記入寸法は全て仕上寸法とすること。

12．3
下地補強

洗面器、ペーパーホルダー、手摺等の下地補強を行うこと。

12．4
木材
（12.2.1）

工場等で塗装された木材を内装仕上げ材として使用する場合は、その塗料は原則としてホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆（JIS）若しくはF☆☆☆☆（JIS）等級相当とすること。

12．5
樹種・等級等
（12.2.1）

樹種・等級等は、原則として次の表によること。

区　分	樹　種	等　級	使用箇所
構造材	米つが	特１等	大引等特記なき構造部分
造作材	米ひば	特1等	水がかり
	米つが	特1等	特記なき造作材すべて
	集成材	－	玄関上りかまち、柱
合　板 （水がかりは1類）	しな	2等	押入、物入等の床、床下地
	針葉樹	B－C	床下地

12．6
防蟻処理
（12.3.1）

非有機リン系の薬剤を使用して防蟻処理をすること。

14章　　金属工事

14．1
バルコニー間仕切

枠はアルミ製、隔板は厚５㎜ケイ酸カルシウム板を使用し、隔板には避難の表示をすること。

14．2
上下避難口

避難口のハッチはステンレス製、格納する金属製避難はしごは消防法第21条の９の規定による「国家検定合格」の表示のあるものとし、コンクリート打設時に同時打込みとすること。

14．3
流し台水切りカバー

水切りカバーはＳＵＳ３０４厚０．６㎜以上とすること。

14．4
物干し金物

材質はアルミ製、天井からの吊り下げ型で、高さの調節ができるタイプ（２段階調節タイプ）を使用すること。なお、車いす使用者向け住宅の場合は、壁付型のタイプを使用すること。

14．5
カーテンレール
（14.6.1）

材質及び形状は、ステンレス製Ｃ型とする。

15章　　左官工事

２　節　　モルタル塗り

15．1
材料
（15.2.2）

セメントはＪＩＳ規格品とすること。

５　節　　防水モルタル塗り

15．2
防水剤
（15.5.2）

防水モルタルに混入する防水剤はＪＩＳ　Ａ１４０４の規格品とし、防水剤を選定する際には監督員の確認を受けること。

16章　　建具・ガラス工事

１　節　　一般事項

16．1
一般事項
(16.1.2)

金属製建具、木製建具及び建具用金物は共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとすること。

２　節　　アルミニウム製建具

16．2
網戸
(16.2.3)

引違いアルミサッシ用の網戸は、サッシ製造所の仕様とし、ＪＩＳ　Ａ４７０９（サッシ用網戸）に準じた製品とすること。

６　節　　木製建具・その他

16．3
量産ふすま
（16.6.2）

ダンボール製ふすまとし、アルミ箔防災材を挿入すること。なお、片開きふすまの吊り元については、鉄芯とダンボール芯を全面接着すること。

７　節　　建具用金物

16．4
一般事項
（16.7.2）

各住戸玄関扉に使用する錠、シリンダー及びサムターンは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が防犯性能の高い建物部品として目録に掲載した製品（共通標章「CP マーク」及び「BL-bs マーク」の表示があるもの）を用いること。
また、サムターン回し防止は、高齢者の使い易いものとする。

17 章　　塗装工事

１　節　　一般事項

17．1
一般事項

住戸内で塗装工事を行う場合には、ホルムアルデヒド等の化学物質の希釈を促進させるよう、外気を取り入れた換気を十分行うよう努めること。

３　節　　錆止め塗料塗り

17．2
塗料種別
（17.3.2）

使用する錆止め塗料は、17.3.1 表によらず、弱溶剤１液エポキシ錆止め塗装とし、１回塗りとする。

18 章　　仕上塗材工事

18．1
ケイ酸質系複層仕上塗材（Si）
（18.4.2）

仕上げの工程は凹凸模様仕上げとする。

18．2
防水形複層塗材 E

防水形複層塗材 E は「標仕」表 15.5.1 により、仕上げの形状は凹凸模様、上塗材は水系アクリルのつやありとする。

19 章　　内装工事

19．1
ビニル床シート
（19.6.1）

発泡層があるビニル床シートの種別は２種、発泡層のないビニル床シートの種別は４種とする。

９　節　　せっこうボード、その他のボード及び合板張り

19．2
せっこうボードの材質
（19.9.1）

壁及び天井に用いるせっこうボードはＪＩＳ規格品とし準不燃材料以上とする。

20章　　部品・その他工事

２　節　　部品ユニット

20．1
一般事項
（20.1.2）

部品ユニットは、共通仕様書「機材の品質・性能基準」の基準以上の性能を有するものとする。

20．2
浴室ユニット
（20.2.2）

浴槽が交換可能なものとする。

23章　　舗装工事

３　節　　路盤

23．1
路盤材料
（23.3.3）

砂利は、再生クラッシャランとし、最大粒径は４０㎜程度とすること。

23．2
試験
（23.4.6）

アスファルトの切取り試験は、舗装面積500㎡以上の工事を対象とする。

電気編　２章　　電力設備工事

５　節　　分電盤･制御盤

2．1
キャビネット
(2.5.3)

屋外に設置するキャビネットはステンレス製とする。

15　節　　施工共通

2．2
管路等のふ設

通線を行わない長さ１ｍ以上の管路には､地中配線にあってはEM-IE2.0㎜以上を、その他にあってはEM-IE1.6 ㎜以上を挿入すること。

16　節　　金属管配線

2.3
プルボックス
(2.16.8)

プルボックスふた部には、用途がわかるよう表示する。

17　節　　合成樹脂管配線（PF 管、CD 管）

2．4
隠ぺい配管の
ふ設
(2.17.3.6)

コンクリート埋込みとなる管の鉄筋への結束に用いるバインド線はビニール被ふくバインド線とする。

29　節　　接地の施工

2．5
接地
(2.29.10～11)

A 種及びC 種接地工事では､900㎜×900㎜×1.5t 以上の接地銅板を使用し、B 種接地工事では600㎜×600㎜×1.5t 以上の接地銅板を使用すること｡また、D 種接地工事では接地銅棒 14φ×1500㎜以上とし、測定用の接地銅棒についても原則として 14φ×1500㎜以上を使用すること。

30　節　　電灯設備

2．6
機器の取付け
及び接続
(2.30.3)

機器の標準的な取付け高さは、次によること。ただし、監督員の指示による場合は、この限りではない。

(1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、盤中心で床上 2.0 ｍとする。
(2) スイッチの取付け高さは、中心で床上 1.0 ｍとする。
(3) コンセントの取付け高さは、中心で床上 0.4 ｍとする。

2．7
その他
（2.30.6）

１　分電盤等の図面ホルダには、接続図、絶縁抵抗測定表及び接地抵抗測定表を備えること。

２　予備品として、共用部に設置した電球類の種別ごとに、設置数の 10%（小数点以下切り上げ計算）を納入すること。ただし、LED ランプについては納入は不要とする。

36 節　　動力設備

2．8
その他
(2.36.4)

１　制御盤の図面ホルダには、接続図、絶縁抵抗測定表及び接地抵抗測定表を備えること。
２　蓄電池には、設置年月及び推奨交換時期を表示すること。

３章　受変電設備工事

2 節　　キュービクル式配電盤

3．1
構造
(3.2.2)

扉裏面の制御用スイッチ等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施すこと。ただし最大使用電圧が 60Ｖ以下の場合には、感電防止の処置を省略してもよい。

10 節　　受変電設備用付属品

3．2
自家用電気室用附属品
(3.10.3)

自家用電気室用附属品は、原則として、共通仕様書の１～１０を全て備える事とする。

４章　電力貯蔵電源設備工事

2 節　　直流電源装置

4．1
構造
(4.2.2)

扉裏面の制御用スイッチ等感電のおそれがある構造のものは、感電防止の処置を施すこと。ただし、最大使用電圧が 60Ｖ以下の場合には、感電防止の処置を省略してもよい。

６章　情報設備工事

6 節　　テレビ・FM 共同受信装置

6．1
機器
(6.6.2)

アンテナ、分岐器、分配器、混合器、直列ユニット、テレビ端子、ブースターは原則として、BL 認定品を使用すること。また、アンテナ及びアンテナマストは SUS 製を使用すること。

7 節　テレビ電波障害防除装置

6.2
ヘッドエンド、機器収容箱等
(6.7.3)

屋外の機器収容箱の仕様は鍵付とする。なお、その区別は特記によること。

25 節　テレビ電波障害防除設備

6．3
配線等
(6.25.4)

架空線への標識の取付けは、指定されたものを電柱５本ごとに、電柱から 50 ㎝離した位置で、道路面に向け取り付けること。

7章　防災設備工事

2 節　自動火災報知装置

7．1
受信機
(7.2.2)

防災設備機器に用いる予備電源は、密閉形蓄電池とし、自動的に充電がされるものとする。また、その容量は非常電源を兼ねるものとする。なお、蓄電池には、設置年月及び推奨交換時期を表示すること。

8 節　雷保護装置

7．2
雷保護装置
(7.8.4)

接地極の引下げ導線をｺﾝｸﾘｰﾄ躯体に打込みする場合、２箇所以上の水切り端子を使用して水切処理を行うこと。

機械編　　３章　給水設備工事

１　節　　一般事項

3．1
給水装置の規格等
(3.1.1)

給水装置に使用するものは、「給水装置設計施工指針（最新版)」（上下水道局）（以下、「給水指針」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、給水指針を優先すること。

２　節　　機器、器具及び材料

3．2
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
ベローズ形
(3.2.2.2(1))

呼び径 200 以上、1,000㎜ 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

3．3
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ
合成ゴム製
(3.2.2.2.(2))

呼び径 100 以上、700㎜ 以上とするが、これ以外の長さを使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

3．4
鋳鉄製ふた、ボックスその他
(3.2.12.1)

鋳鉄製品の材質、塗装については、共通仕様書を適用せず、給水指針によること。

３　節　　施工

3．5
紙製仮枠の使用
(3.3.1.3)

紙製仮枠を使用する場合には、監督員の承諾を受けること。

４章　排水・通気設備工事

１　節　　一般事項

4．1
排水設備の規格等
(4.1.1)

排水設備に関するものは、「排水設備必携（最新版)」（上下水道局）（以下、「排水必携」という。）によること。また、共通仕様書と異なる記述がある場合には、排水必携を優先すること。

２　節　　機器・器具及び材料

4．2
ためます、
インバートます
(4.2.5(1)(2))

ためます、インバートますの仕様は、共通仕様書を適用せず、排水必携によること。

６章　消火設備工事

２　節　　機器・器具及び材料

6．1
継手類
(6.2.2)

消火設備に使用する管の継手類は、消防法施行規則に定められたもの及び日本消防設備安全センターの性能評定合格品とすること。

6．2
消火機器
(6.2.6)

屋内消火栓箱、易操作性１号消火栓箱、屋内２号消火栓箱、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱及び屋外消火栓ホース格納箱の形状、寸法その他は、「消防設備等設置指導マニュアル（改訂版)」（川崎市消防局 監修）によること。

別表１　工事関係書類　【1.8　工事関係書類の提出】

	書類	備考
Ａ：契約締結前		
1	建設リサイクル法第 12 条に基づく説明用の書面	
2	建設リサイクル法第 13 条に基づく書面	契約課提出用。一覧にない施設へは搬出できないので注意。(変更契約を要します)
Ｂ：契約締結直後		
1	工事着手届	
2	現場代理人・主任技術者等設置(変更)届	
3	工事工程表	
4	中間前払金の選択に係る届出書	契約印を押印。
5	共同企業体編成表(第 3 号様式)	1.16 参照
Ｃ：契約後～工事中		
1	下請負人選定通知書 （下請業者（市外）選定理由書）	1.9 参照
2	工事実績情報　登録内容確認書	
3	建設業退職金共済証紙購入状況報告書 （建設業退職金共済証紙購入状況報告書未提出等理由書）	1.7 参照
4	施工体制台帳及び施工体系図（写し）	下請契約締結ごとに提出
5	施工計画書・施工結果報告書	各工事着手前・施工後に提出
6	再生資源利用（促進）計画書及びシステム入力データ[注1]	システム貸与。
7	「産業廃棄物収集運搬許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」（写し）	
8	現場から積替・保管施設、中間処理施設又は最終処分場までの運搬経路地図	
9	中間処理施設、最終処分場に関する現地確認写真（カラー）	
10	「産業廃棄物処理委託契約書」（収集運搬業、処分業）（写し）	
11	施工図	
12	主要機材選定通知書	
13	承諾願書	必要に応じ提出
14	各種 試験成績書	
15	工事用材料等搬入報告書	
16	各種 納品伝票、出荷証明書等	
17	工事報告書（日報、月報－翌月始に提出） 工事工程表 工事写真 その他進捗状況がわかる書類	**別記１**
18	内装の仕上げの部分を写した写真 （建築基準法施行規則第４条第１項第２号）	別記2
19	「室内空気中の化学物質の測定マニュアル」に掲げる提出書類	1.2 参照
20	「産業廃棄物管理票（マニフェスト）A,B2,D,E」（写し）、集計表	検査時は原本提示
21	再生資源利用（促進）実施書及びシステム入力データ	システム貸与。**最終契約金額が税込 100 万円以上のとき**
22	官公署許認可書等(写し)	道路使用許可等
23	緊急時連絡先	長期休暇前
24	工事延期願	必要に応じ提出
Ｄ：中間金請求時		
1	既成部分検査願	内払いのとき

2	請求書･支払金口座振替依頼書	
3	中間前払金認定請求書	中間前払い金のとき
4	工事履行報告書	中間前払い金のとき
Ｅ：完成時		
1	工事完成届	
2	工事引渡書	完成検査に合格したとき
3	請求書･支払金口座振替依頼書	
4	工事実績情報　登録内容確認書	
5	建設業退職金共済証紙受払簿	
6	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	

※　原則として、検査時にはA4縦判のファイルに綴じて提出すること。

注１　次の工事について提出すること（リサイクル法及び建設省令を参照）。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次の建設資材を搬入する建設工事 1 土砂 1,000m^{3}以上 2 砕石 500ｔ以上 3 加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 200ｔ以上	次の指定副産物を搬出する建設工事 1 建設発生土 1,000m^{3}以上 2 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 コンクリート塊 建設発生木材 } 合計 200ｔ以上

別表２　建築編　引渡し物品等　【1.10　引渡し】

物品等			部数						備考
			合計	住建	住管	建設緑政	公社	自治会入居者	
A:図面・図書類									
1	引渡し書類等一覧表		3 部	1	1(−)		1(−)		別記3(B のファイルの頭に綴じる)
2	完成図面	見開き A3 判製本	3 部	1	1(−)	(1)	1(−)		
		見開き A1 判製本	1 部	1					
3	竣工写真集		1 部	1					別記4
4	児童遊園の全景写真		(5 部)	(1)		(4)			キャビネ判カラー3カット程度
B:維持管理に関する書類等(1〜8 を A4 縦判ﾌｧｲﾙに綴じる)									
1	共用鍵一覧表		2 部		1		1		別記5
2	共用鍵の設置場所を示す平面図								
3	工事関係者一覧表		2 部 (1)		1(−)	(1)	1(−)		別記6
4	使用材料等一覧表								別記7
5	維持管理注意事項								
6	各種取扱い説明書								
7	各種保証書								原本 1 部(住管用)、他は写し
8	住宅瑕疵担保責任保険に関する書類(保険付保証明書等)		1式		○				対象工事の場合
C:備品(鍵・予備品等)									
1	キーボックス		2 個		1		1		共用鍵保管用
2	住戸玄関の鍵		各 3 本					3	
3	住戸玄関用シリンダー錠及び鍵(3本)		住戸数の 1/10 以上		○				予備用
4	集会所の鍵		3 本		1		1	1	鍵番号は監督員の指示による
5	屋上点検口、受水槽門扉の鍵		3 本		1		1	1	
6	車止め、粗大ごみ置場の鍵		3 本		1	(3)	1	1	
7	ｴﾚﾍﾞｰﾀﾄﾗﾝｸﾙｰﾑの鍵		3 本		1		1	1	
8	電気室、倉庫、EPS 等共通の鍵		3 本		1		1	1	
9	ｴﾚﾍﾞｰﾀ機械室の鍵		3 本		1		1	1	
10	盤の鍵		3 本		1		1	1	
11	その他 共用の鍵		各 3 本		1	(3)	1	1	
12	その他 操作用具等		1 式			(1)		1(−)	
D:その他									
1	入居者用 各種取扱い説明書		各住戸各 1 部					○	各住戸のｷｯﾁﾝﾕﾆｯﾄの引出しに入れておくこと
2	監督員の指示するもの								
3	電子納品対象図書電子データ(CD-R)		1(2)組	1		(1)			「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。
4	工事写真及び竣工写真集電子データ(CD-R 等)		1 組	1					着手前の全景写真を含むこと

※(　)内は、建設緑政局に移管する児童遊園を整備する場合の数を示す。

別表２　電気設備編　【1.10　引渡し】

	書類		部数	備考
1	完成図	・各階配線図 ・単線接続図(注2) ・系統図(注2) ・平面詳細図、配置図(注2) ・構内配線図(注2)		設計図を現場施工のとおり訂正すること。
		見開きA1 判製本(注1)	1部	
		見開きA3 判製本(注1)	2 部(+1部(注2)に限る)	
2	完成図書	・施工者リスト(注2) ・メーカーリスト(注2) ・各種試験成績表 ・警報連絡先 ・官公署提出書類(控え、写し) ・機器完成図(注2) ・機器試験成績表 ・機器取扱説明書(注2) ・完成図(1 と同一の図面)(注2)		
		A4 判黒表紙金文字製本(注1)	2部	
		A4 判ファイル綴り	1 部(+1部(注2)に限る)	
3	工事写真		1部	
4	作業日報		1部	
5	納品書		1部	
6	施工体制台帳		1式	総則編 1.14 参照
7	産業廃棄物処理関連書類(A4 判ファイル綴り)		1式	総則編 1.21 参照 (完成図書に綴じてよい)
8	材料搬入報告書		1式	
9	施工者リスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	1つのケースに裏表で入れてもよい。
10	予備品リスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	
11	メーカーリスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	
12	備品	鍵(名札付)	各3本	
		機器付属品	1式	
		予備品(ﾋｭｰｽﾞ、ﾗﾝﾌﾟ類)	1式	
		工具類(ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙﾌｯｸ等)	1式	
13	電子納品対象図書電子データ(CD-R)		1式	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。

注1　監督員の指示により、ファイル綴りとすることができる。
注2　児童遊園整備に限り、建設緑政局への引渡し資料として、該当資料を各1部ずつ追加する。

別表２　機械設備編　【1.10　引渡し】

書類			部数	備考
1	完成図	見開きA1 判製本(注)	1部	
		見開きA3 判製本(注)	2部	
2	完成図書	・施工者リスト ・メーカーリスト ・各種試験成績表 ・警報連絡先 ・官公署提出書類一式 ・機器完成図 ・機器試験成績表 ・機器取扱説明書 ・完成図(1 と同一の図面)		
		A4 判黒表紙金文字製本(注)	2部	
		A4 判ファイル綴り	1部	
3	工事写真		1部	
4	作業日報		1部	
5	納品書		1部	
6	施工体制台帳		1式	総則編 1.14 参照
7	産業廃棄物処理関連書類(A4 判ファイル綴り)		1式	総則編 1.21 参照 (完成図書に綴じてよい)
8	材料搬入報告書		1式	
9	施工者リスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	1つのケースに裏表で入れてもよい。
10	予備品リスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	
11	メーカーリスト(A4 判ビニールケース入り)		3部	
12	備品	鍵(名札付)	各3本	
		機器付属品	1式	
		予備品	1式	
		工具類	1式	
13	電子納品対象図書電子データ(CD-R)		1式	「川崎市電子納品要領」(川崎市)及び「電子納品ガイドライン」(川崎市まちづくり局)による。

注　監督員の指示により、ファイル綴りとすることができる。

別記１　工事写真概要

総　　則

工事着手前、着工当時の現況、工事の進行過程を写真等に撮影し、後日の検査及びその他の説明資料とするものである。

整　理　方　法

撮影した写真等はファイル(原則的にはＡ４縦判(約 210㎜×296㎜))に綴じておくこと。

デジタルカメラの使用について

デジタルカメラを使用する場合の有効画素数は、100 万画素以上とすること。ただし、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保したものを用いるものとする。

工事着手前写真

敷地現況などを監督員の指示により撮影すること。

工　程　写　真

各工程について、隠ぺいされる箇所を重点にし、撮影箇所（例：２Ｆ壁配筋　Ｗ＝150㎜　9㎜タテ・ヨコ＠150 ダブル、巾止め＠450)、工事件名、撮影年月日、施工業者名簿を記入した黒板（400 ㎜×600 ㎜程度)、テープ、スタッフ等を用いて撮影すること。

なお、別表１-Ｃ-１４の工事写真については、工事報告書を提出した月の主要な工事における工事写真のほか、工事現場全景写真を添付すること。

工事別	撮　影　箇　所	撮　影　要　点
仮設工事	・仮設道路	・布設材、布設厚さ、範囲
	・養生シート、足場、防護柵等	・特に短期間設置のもの、架設完了時、架設時（手摺先行であることが判別できること）
	・仮設建物及び諸施設	・設置完了時
	・水盛やり方	・架設完了時
	・各種試験資料	・試験片採取状況等
杭工事	・既製杭	・製造年月日、径、長さ、建込状況、継杭の場合は溶接状況、杭頭補強の状態など
	・現場造成杭	・鉄筋かご径、配筋、長さ（特に継ぎ手長さ及び建込)、ケーシング径及び長さ、検尺、コンクリート打設作業、スランプ、空気量測定等
	・杭芯	・ずれのある箇所
	・完了状況	・施工した全ての杭の全景

工事別	撮　影　箇　所	撮　影　要　点
土工事	・矢板 ・根切 ・障害物 ・砕石地業 ・整地及び砂、土間防湿シート敷	・使用状況 ・完了時の深さ、幅 ・大きさがわかる状況 ・幅、厚さ、完了状況 ・整地、転圧、及び敷込み完了時の状況
鉄骨工事	・アンカーボルト ・高力ボルト締め ・トルク測定 ・現場溶接 ・柱脚 ・建て方	・長さ、径、固定状況、本数等 ・取付け、１次締め、ﾏｰｷﾝｸﾞ､本締めの状況 ・試験実施状況、トルク値 ・溶接及び施工状況 ・アンカーボルト締め付け状況 ・施工状況
鉄筋工事	・基礎 ・柱筋 ・地中梁、各階大梁、小梁 ・壁及び床 ・補強 ・圧接	・杭筋の定着、杭芯ズレの補強状況、かぶり厚さ等 ・基礎との取り合い、主筋の配筋と圧接状況、フープの間隔等 ・主筋の本数、スターラップの間隔、重ね継ぎ手及び圧接状況等 ・配筋間隔、重ね継ぎ手、定着長さ、幅止めの設置状況等 ・スリーブ及び開口部などの補強状況等 ・超音波探傷試験の状況
コンクリート工事	・試験資料 ・躯体	・テストピースの採取、スランプ、空気量測定等 ・地中部分の打ち上がり脱型状況、寸法、差し筋の状況等 アンカーボルトの状況等
組積工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	・配筋及びコンクリート又はモルタルの充てんの状況等 完了状況等

工事別	撮　影　箇　所	撮　影　要　点
木工事	・組立 ・各部下地	・アンカーボルト締め付け、防腐材の塗布、継手加工、柱・間柱・根太などの間隔、金物の取付け等 ・取付け状況、間隔、材の断面寸法等
防水工事	――――――――	・材料及び施工状況（各工程毎）完了状況等 ・末端部の処理状況、ドレーン廻り状況等
ﾀｲﾙ工事	――――――――	・施工状況等
建具・ガラス工事	・枠 ・ガラス	・建て込み、アンカーの状況等 ・網入りガラスの周辺防錆処理状況等
金属工事	・取付け	・アンカーの状態、天井下地の組立状況、改め口下地補強等
内装工事	・下地	・下地組立状況等
部品・その他工事	・浴室ユニット	・各施工状況ごと （設置前、床パネル設置、壁パネル組立、手すりの補強、取り合いなど）

別記2　内装写真

総　　則	この内装写真は、建築基準法施行規則第４条第１項第２号に基づく内装の仕上げの部分を写した写真である。
提出方法等	内装写真は、Ａ４縦判（約 210㎜×296㎜）に綴じて提出すること。
内装写真撮影における注意事項	内装写真（サービスサイズ）を撮影する場合の注意事項は、次の(1)から(3)とする。 (1)　仕上げとは、施工上の最終部分だけではなく、壁紙等を通してホルムアルデヒドが放散される下地材及び接着剤を含むものとする。 (2)　内装写真は、仕上げ工事の各工程で撮影すること。ただし、目視できる部分の内装写真は不要とする。また、各住戸及び各居室の仕上げ工事で同一の材料を使用している場合は、住戸のタイプごとに主要な居室及び材料を撮影すること。 なお、材料を撮影する時には、JAS 及び JIS のホルムアルデヒド放散による区分等が写真で判断できるようにすること。 (3)　写真の枚数は、30 枚程度とする。

別記３

引　渡　し　書　類　等　一　覧　表

団 地 名	
場　　所	

No.	引渡し書類名	総部数	内　　訳			
			住建	住管	公社	

※住建･･･川崎市まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

※住管･･･川崎市まちづくり局市街地開発部住宅管理課

※公社･･･川崎市住宅供給公社

別記４　竣 工 写 真 集（金文字、黒表紙）

提 出 方 法 等

竣工写真集（金文字、黒表紙版）は、「竣工写真の表紙の例」を参考に金文字（工事件名等）で、黒表紙で製本されたＡ４判のアルバム（Ｗ298㎜×Ｈ307㎜）で提出すること。

なお、使用する写真は、事前に監督員の確認を受けること。

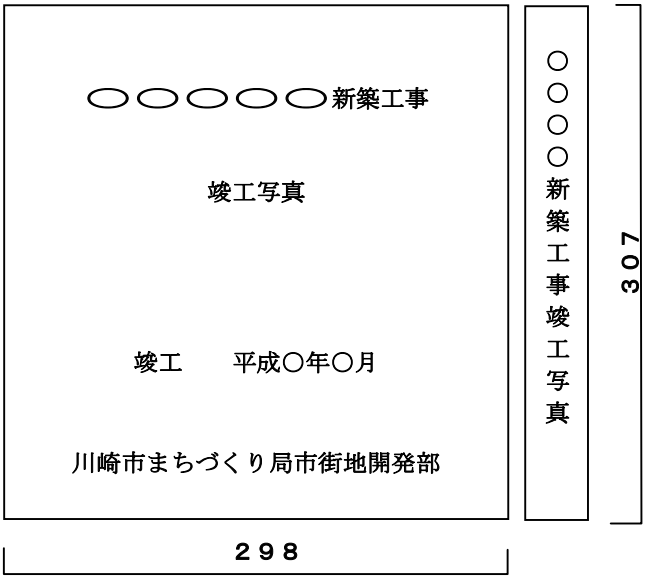

竣工写真の表紙の例

竣 工 写 真 の 撮 影 箇 所 及 び サ イ ズ

竣工写真集に掲載する写真は次のとおりとする。ただし、当該工事において対象となる工事がない場合はこの限りでない。

写真のサイズは原則として、(1)の外観については八つ切りに引き延ばした大きさとし、(2)から(9)についてはサービスサイズとする。

(1)　外観（各立面がわかる写真、枚数とすること。）

(2)　エントランス外部－スロープ　１枚

(3)　エントランス－エレベーターホール　１枚

(4)　階段室　１枚

(5)　屋上　１枚

(6)　開放廊下　１枚

(7)　開放廊下から住戸入口　１枚

(8)　各住戸（型別供給ごとに撮影）　各１枚

ア 玄関及び廊下

イ 台所及び食堂

ウ 台所

エ 全ての就寝室

オ 洗面所

カ 浴室

キ 便所

(9)　その他監督員の指示した箇所

別記 5

鍵　一　覧　表　（住戸玄関の鍵）

団 地 名	
場　　所	
施工業者	
下請業者	

階数	住戸番号	ﾒｰｶｰ名	鍵番号	鍵の総本数	ﾏｽﾀｰ対応	備考

階数	住戸番号	ﾒｰｶｰ名	鍵番号	鍵の 総本数	ﾏｽﾀｰ 対応	備考

鍵　一　覧　表　（共用の鍵）

団 地 名	
場　　所	
施工業者	
下請業者	

No.	階数	設置場所	ﾒｰｶｰ名	鍵番号	鍵の総本数	内　訳			備考
						自治会	公社		
1	ー	マスター							
2		屋上点検孔							
3		床下点検口							
4		受水槽門扉							
5		受水槽出入口							
6		車止め							
7		集会所							
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									

※公社･･･川崎市住宅供給公社

※No.は別紙平面図での鍵位置番号

別記６　工事関係者一覧表　書式（記載例）

工事件名　：　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工事場所　：　川崎市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇

工　　期　：　平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

業　　種	請負契約者名	住所及び電話番号	担　　当
建　築　工　事			
畳　　工　　事			
屋 外 整 備 工 事			
電 気 設 備 工 事			
衛 生 設 備 工 事			
ガ ス 設 備 工 事			
エレベータ設備工事			
風 呂 釜 設 置 工 事			

別記７　使用材料等一覧表　書式(記載例)

○○○○○○工事

（内訳書の順番に従い全ての項目について記入すること）

内訳番号	名　　称	メーカー名及び電話番号	材料、品番、色番
７	防　水　工　事		
(1)	屋根露出アスファルト防水	○○○(株)　℡（000）2111	○○-3○○-W
(2)			
８			
(1)			
(2)			
(3)			
９			
(1)			
(2)			
１０			
(1)			
(2)			
(3)			

別記８　表示板様式

第１号様式

（例）

○○○○○○○○○○○○○○工事	
建　築　主	川崎市長　○○　○○
建 築 用 途	共同住宅（市営住宅）
構造及規模	造　　階建
延 べ 面 積 （公住法による）	○○○○．○○㎡
工　　期	着手　年　月　日完成　年　月　日
設 計 監 理	川崎市まちづくり局
請　負　者	建築工事 衛生その他設備工事 電気その他設備工事

１４００以上

９００

１　白地に青文字とする。青の色調はマンセル記号１０Ｂ５／１０程度とすること。

２　材質は、ベニヤ型枠材程度とし、工事期間内での破損、剥脱のおそれのないよう、堅牢に作成し、取付けること。

第２号様式

工　事　の

あ　ら　ま　し

（例）

<table>
<tr><td colspan="3">〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事</td><td rowspan="3">００６</td></tr>
<tr><td>この工事のあらまし</td><td rowspan="2">工事の内訳　概算</td><td>財源内訳</td></tr>
<tr><td></td><td>市費〇〇．〇%
国費〇〇．〇%
起債〇〇．〇%</td></tr>
<tr><td>１０００</td><td colspan="2">５００</td></tr>
</table>

１　「工事のあらまし」の内容は次を参考にすること。

「この工事は、〇〇〇造共同住宅〇棟及び集会所〇棟を建設するものでその内容は下記のとおりです。」

〇棟〇〇造〇階建

〇ＤＫ　　専用面積　〇〇．〇〇㎡

〇〇戸　　延べ面積〇〇〇．〇〇㎡

集会所〇〇造〇階建　　延べ面積〇〇〇．〇〇㎡

なお、〇棟には車いす使用者向け住居〇戸が含まれます。

第３号様式
完 成 予 想 図

（例）

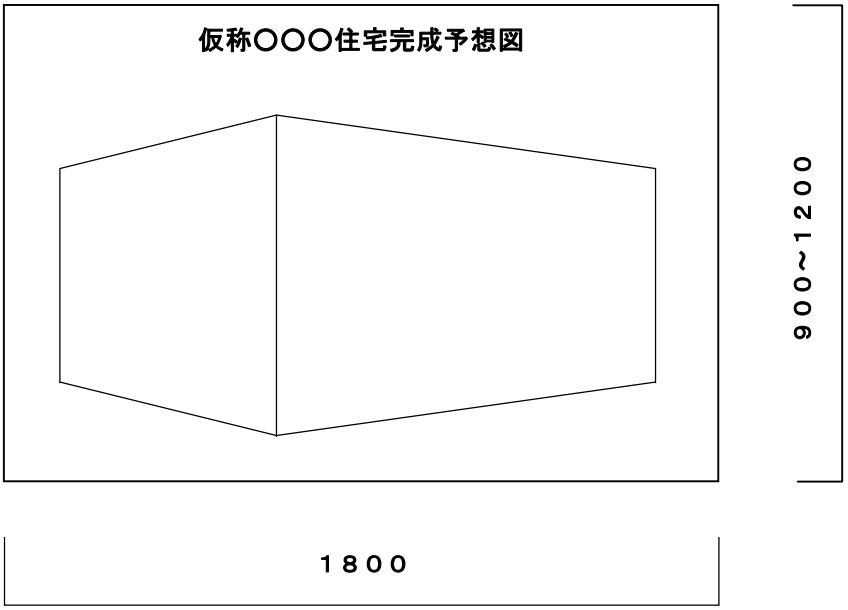

文字は、第１号様式と同じく、マンセル記号１０Ｂ５／１０程度。
透視図の透視方向、配色等は監督員の指示による。
その他第１号様式にならうこと。

第４号様式

（例）

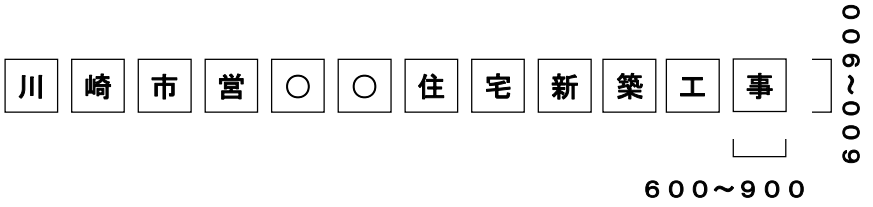

表示は１字１枚とし、請負業者名の掲示を妨げないこと。
掲示の位置は監督員の指示による。
材質、色は第１号様式による。